

5. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ① 法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別
- ② の業務に従事する派遣労働者を対象に労使協定を締結しております。
- ③ 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲

印刷・製本従事者	電子機器部品組立工	電気通信機械器具組立工
木製製品製造工	紡織・衣服・繊維製品製造従事者	その他の製品製造・加工処理従事者
食料品・飲料・たばこ製造従事者	かん詰・びん詰製造工等	野菜つけ物工
製品製造・加工処理	製品検査	印刷・製本検査工
包装従事者	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	ビル・建物清掃員
一般事務員	データ入力係員	飲食物調理従事者
飲食物給仕従事者	商品販売の職業	販売店員
娯楽場等接客員	農林漁業従事者	クリーニング職, 洗張職
乗用自動車運転手	営業用貨物自動車運転者（大型車を除く）	フォークリフト運転作業員
他に分類されない輸送従事者	自家用貨物自動車運転者	営業用大型貨物自動車運転者

- ③ 当該協定の有効期間の終期

2025/3/31